

## 札幌市工事請負契約に係る労働者賃金実態調査の試行実施に係る事務の取扱いについて

令和2年2月14日 管財部長決裁

令和3年9月15日 一部改正

札幌市工事請負契約に係る労働者賃金実態調査試行要領(令和2年2月14日財政局長決裁。以下「試行要領」という。)の運用にあたっては、公共事業労務費調査に準ずるほか、必要な事項及び様式について、試行要領第6条の規定に基づき、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 調査対象工事の選定等

調査対象工事は、下請工事が見込まれる概ね設計金額3億円以上の工事の中から、土木系及び営繕系の工種のそれぞれから5件程度を選定するものとする。

なお、賃金実態調査に係る実施スケジュールは、原則として別紙1のとおりとする。

#### 2 調査対象工事の告示

試行要領第2条第3項の規定に基づく入札の告示にあつては、札幌市工事等一般競争入札施行要綱(平成17年3月29日財政局理事決裁)第4条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 賃金実態調査を予定する旨を明示する工事(以下「調査予定工事」という。)の件数は、調査対象工事とする件数の概ね2倍の数とする。
- (2) 試行要領第4条第2項の特記仕様書は、別紙2のとおりとし、告示の際は、それを添付するとともに調査予定工事である旨を明記する。

#### 3 契約締結時の受注者への説明

調査予定工事の契約締結にあつては、当該契約書に前項第2号の特記仕様書を添付するほか、受注者に対し、調査対象工事と決定した場合の賃金実態調査について、書面等により依頼するとともに、その下請負人(施工体系図に記載した下請負人に限

る。以下同じ。) のすべてに、調査予定工事であることの周知を図るよう依頼する。

#### 4 調査対象工事の決定

- (1) 調査対象工事については、土木系及び営繕系の工種のそれぞれの調査予定工事の中から、受注者が重複しないよう、原則として設計金額の高いものから順に決定する。
- (2) 調査対象工事に決定した受注者に対しては、様式1によりその旨を通知し、施工体系図の提出を求めるほか、調査対象工事とならなかった受注者に対しても、その旨を別途通知するものとする。

#### 5 下請負人への調査依頼

- (1) 前項第2号の規定に基づき施工体系図が提出されたときは、遅滞なく、それに記載された下請負人のうち、一次下請負人に対しては様式2-1により、二次以下の下請負人に対しては様式2-2により、賃金実態調査の依頼を行うものとする。
- (2) 前号の下請負人（調査対象工事の受注者が下請負人となっている場合を含む。）において、調査対象工事が2件以上となったときは、それらのうち試行要領第4条第1項の規定に基づく調査対象労働者が最も多い工事のみを、対象とすることができる。

#### 6 調査対象労働者から除く者

次の各号のいずれかに該当する者は、調査対象労働者から除くものとする。

- (1) 企業の役員
- (2) 賃金と経費（材料費、機械経費など）の分離ができない労働者（ただし、自己所有のダンプ持込で会社の運送業務に従事する者は調査対象とする。）
- (3) 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請負人の主任技術者も含む。）等）
- (4) 事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者
- (5) オペレータ付きクレーンリースの運転手
- (6) 外国人研修生・技能実習生
- (7) 見習い・手元等

(8) 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

## 7 調査事項等

(1) 試行要領第4条第1項で定める調査事項は、原則として調査対象工事の契約締結日に属する年の10月(当該月が工期内である場合に限る。)中に支払われた賃金(1月に満たない労働日数に係る賃金を含む。)及びその他必要な事項とする。

(2) 試行要領第4条第1項の調査票は、様式3のとおりとする。

(3) 賃金実態調査を円滑に進めるため、マニュアルを整備するほか、必要に応じて説明会の開催その他の措置を行うものとする。

## 8 調査票の提出がなされなかった場合の措置

(1) 調査対象事業者(二次以下の下請負人を除く。)から、正当な理由もなく提出期限までに調査票の提出がなされなかった場合には、その者に対し、一定の期間を付して、調査票の提出を求めるものとする。

(2) 前号の規定によっても、なお正当な理由もなく調査票の提出がなされなかった場合には、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)第8条の規定に準じて、書面等で警告又は注意喚起を行うものとする。

## 9 適用年月日

この取扱いは、令和3年9月15日から適用する。